

2022 年 11 月 4 日 全 10 頁

TCFD に沿った情報開示の状況（ガバナンス、リスク管理）

TOPIX500 採用会社の任意開示書類での気候変動に関する情報開示

金融調査部 研究員 藤野大輝
リサーチ業務部 兼 金融調査部 大和 敦
リサーチ本部 高須百華

[要約]

- 本稿では、TOPIX500 採用会社のうち、任意開示書類（統合報告書、サステナビリティレポートなど）を発行している企業（439 社）の 2022 年 9 月末時点における TCFD に沿った情報開示の状況を整理し、今後の開示に向けて得られた示唆について述べる。
- 「ガバナンス」については、気候変動に関するガバナンスや取り組みの推進の体制・プロセス（347 社）、ガバナンスや取り組みの推進に関わる機関の役割（220 社）やメンバー（211 社）を開示している企業が多く見られた。
- 「リスク管理」については、気候変動リスクの特定・評価プロセス（232 社）、リスク管理プロセス（274 社）、企業全体のリスク管理への気候変動リスク管理の統合（277 社）に関する開示が行われていた。
- 今後、有価証券報告書でサステナビリティ情報の開示が求められることが想定される。金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループから、特に「ガバナンス」と「リスク管理」については、企業が自社の経営環境などを踏まえたサステナビリティ情報の認識や重要性の判断をするための枠組みが必要となる観点から、全ての企業が開示すべきと提案されている。上場会社等は、投資家のニーズに応えるためにも、他社の開示状況なども参考にしつつ、積極的な開示を進めていくことが期待されるだろう。

1. 上場会社を中心とした TCFD に沿った情報開示拡充の背景

TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の基準を参考とした企業による気候変動に関する情報の開示が広がっている。2022 年 10 月時点でわが国では既に 1,000 以上の企業・機関が TCFD に基づく開示への賛同を示している。

足元で TCFD に沿った開示が拡充している背景には、もちろん気候変動リスクへの企業の対応に係る緊急性が高まっていることもあるが、法令諸規則でこうしたリスクに関する情報開示が

求められるようになってきていることが大きいと考えられる。

2021年6月には東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コード(CGコード)が改訂され、特にプライム市場上場会社にTCFDに基づく開示の充実を進めることが求められている。また、2022年6月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告―中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて―」(DWG報告)においては、上場会社等が提出する有価証券報告書にサステナビリティ情報の記載欄を新設し、TCFDを参考に、サステナビリティに関する「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」を開示することが提案されている¹。気候変動についても企業の対応が重要であると判断する場合には開示すべきとされている。

さらに、国内だけではなく、国際的にも気候変動情報の開示に向けた基準の策定が進められている。国際的な会計基準の設定に関わるIFRS財団が、2021年11月に国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の設立を公表した。このISSBの下で、国際的・統一的なサステナビリティ情報の開示基準の策定が進められている。ISSBは2022年3月にサステナビリティ全般、気候関連情報の開示に係る二つの公開草案を公表している²。わが国でもISSBの基準を踏まえ、国内での情報開示基準や規制に反映していくことが想定されている。

上場会社等は有価証券報告書でのサステナビリティ情報の記載や国際的な開示基準の設定への対応などに向けて、TCFDに沿った気候変動に関する情報の開示を進めていくことが必要と考えられる。

本稿ではこうした状況を受け、2022年9月末時点におけるTOPIX500採用会社の任意開示書類(統合報告書、サステナビリティレポートなど)でのTCFDに沿った情報開示の状況を整理し、全体的な開示の進捗を見つつ、今後のさらなる開示の拡充に向けた示唆を得る。今回は、全ての上場会社に対して有価証券報告書で記載を求めることが想定されている「ガバナンス」、「リスク管理」について整理する。

【調査対象】

- ✓ TOPIX500採用会社のうち、任意開示書類(統合報告書、アニュアルレポート、サステナビリティレポート、CSR報告書など)を発行している439社
- ✓ 上記439社のうち、統合報告書、アニュアルレポートなどの財務情報と非財務情報を関連させた報告書を発行している会社は410社(うち267社が2022年版を既に発行済み)
- ✓ 上記439社のうち、サステナビリティレポート、CSR報告書などの特に非財務情報に焦点を合わせた報告書を発行している会社は190社(うち90社が2022年版を既に発行済み)
- ✓ 任意開示書類の中で、気候変動に関する情報についてウェブサイトのリンクやTCFDレポートなどを参照する旨が記載されている場合は、参照先の情報も集計している

¹ DWG報告での提案について、詳しくは拙著「[ディスクロージャーワーキング・グループ報告\(サステナビリティ情報の開示拡充\)](#)(2022年6月20日、大和総研レポート)を参照。

² ISSBの二つの公開草案について、詳しくは拙著「[企業のサステナビリティ情報の開示に関する国際的な基準案が公表](#)(2022年4月22日、大和総研レポート)」、「[企業の気候変動情報の開示に関する国際的な基準案が公表](#)(2022年4月22日、大和総研レポート)を参照。

2. TOPIX500 採用会社における気候変動に関する情報開示の状況

本稿では、TCFDの基準（図表1）を踏まえつつ、各企業で共通して開示されている情報を集計している。また、先述の新たな国際的基準であるISSBの公開草案も参考にしつつ、今後さらに開示が求められる情報についても、現時点での開示状況を整理する。

図表1 TCFDの基準で求められている情報開示

	ガバナンス (Governance)	戦略 (Strategy)	リスク管理 (Risk Management)	指標と目標 (Metrics and Targets)
提 言	気候関連のリスクと機会に関する組織のガバナンスを開示する。	組織の事業、戦略、財務計画において、気候関連のリスクと機会の実際の及び潜在的なインパクトが重要性を持つ場合にはこれを開示する。	組織の気候関連リスクの特定、評価、管理方法を開示する。	気候関連リスクと機会を評価及び管理する指標と目標が重要性を持つ場合には開示する。
推 奨 さ れ る 開 示 項 目	a) 気候関連リスクと機会に対する取締役会の監督について記述する。 b) 気候関連リスクと機会を評価・管理する上での経営者の役割について記述する。	a) 組織が短期、中期、長期タームで特定した気候関連リスクと機会について記述する。 b) 組織の事業、戦略、財務計画への気候関連リスクのインパクトについて記述する。 c) 2°Cあるいはそれ以下の異なるシナリオを考慮した組織戦略のレジリエンスについて記述する。	a) 気候関連リスクを特定し、評価するための組織的なプロセスについて記述する。 b) 気候関連リスクを管理するための組織的プロセスについて記述する。 c) 気候変動リスクの特定、評価、管理に係るプロセスを組織全体のリスク管理にどのように統合するかについて記述する。	a) 気候関連リスクと機会の評価を組織全体の戦略とリスク管理プロセスに統合して実施するために組織が活用した指標について記述する。 b) スコープ1、2、必要に応じて3の温室効果ガス排出量と関連リスクについて開示する。 c) 気候関連リスクと機会及びパフォーマンスの管理のために組織が活用した目標を記述する。

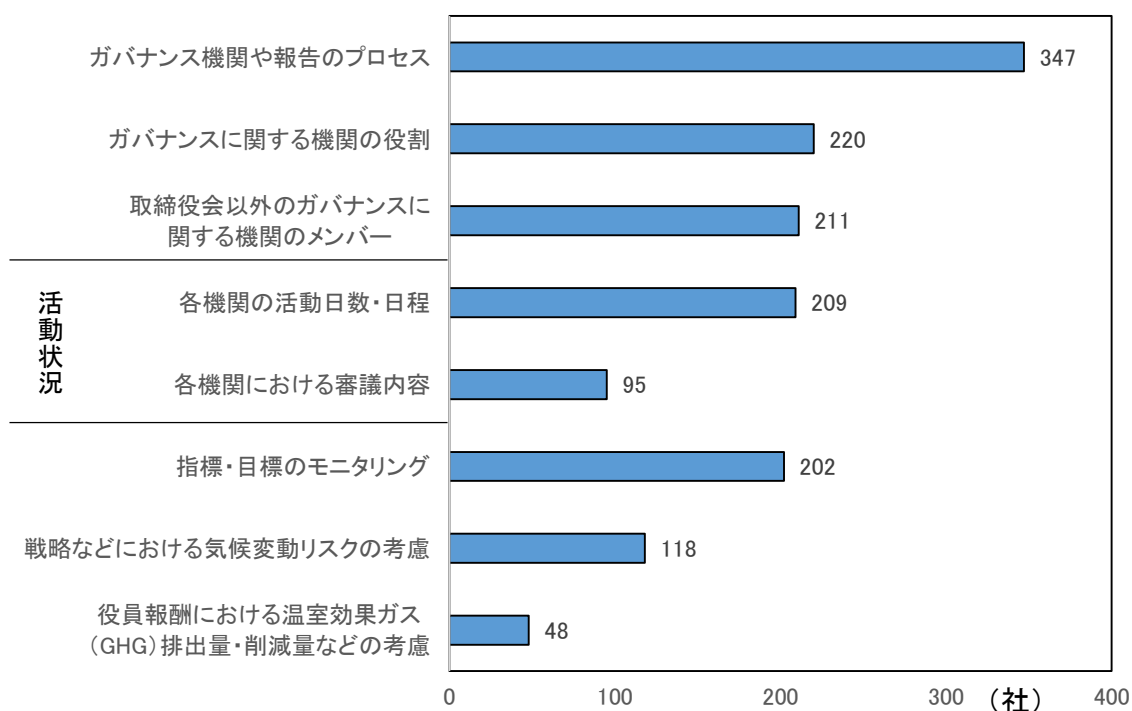
（出所）TCFD (2017) “Final Report: Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures” より大和総研作成

（1）ガバナンス

気候変動に関するガバナンスについては、TCFDでは図表1の通り、気候関連リスク・機会に対する取締役会の監督や、評価・管理を行う上での経営者の役割を記載することが推奨されている。また、ISSBの公開草案では、ガバナンスを行う機関とそのメンバー、取締役会などが気候関連リスク・機会についての報告を受けるプロセス、KPIをモニタリングする方法、気候変動リスク・機会を企業の方針などにどのように反映しているか、気候変動に関連する業績指標が報酬方針にどのように含まれるか、などを開示することが求められている。

本稿ではこれらを踏まえ、図表2の通り、各情報の開示の有無について集計を行った。なお、ここでは気候変動に関する記載もしくはTCFDに沿った記載がある場合のみカウントした。ガバナンスに関する記載がある場合であっても、気候変動や脱炭素、地球温暖化などについて言及していない場合はカウントをしていない。

図表 2 TOPIX500 採用会社における気候変動に関するガバナンスについての情報開示の有無



(出所) 各企業の任意開示書類より大和総研作成

①ガバナンス機関や報告のプロセス、各機関の役割、メンバー

ガバナンスに関して、TOPIX500 採用会社の多く (347 社) が取締役会による気候変動に関する取り組みの監督、進捗に関する報告のプロセス、サステナビリティに関する委員会などによる推進の体制について開示していた。そのうち、サステナビリティに関する任意の委員会や会議体を設置している企業は 319 社に上る。サステナビリティに関する取り組みの推進を行っていく上で委員会を設置するか否かは企業によるが、企業全体の様子を把握しながら経営レベルで進捗のモニタリングや戦略への反映を審議しつつ各部門への落とし込みを行うために、代表取締役などを委員長とした委員会を設置している企業が多く見られた。

上場会社等は気候変動への取り組みを行っていく上で、委員会を設置するかなど、自社に適した体制の検討・整備を行いつつ、その体制や取締役会への報告のプロセスなどを開示していくことが少なくとも求められるのではないだろうか。

また、気候変動のガバナンスや取り組みの推進に関わる機関の役割 (220 社) やメンバー (211 社) について開示を行っている企業は、ガバナンスに関する開示を行っている企業の約 6 割であった。機関の役割を開示することによって、特に取締役会のほかに任意の委員会やその下部組織を設置している企業においては、どの機関が方針、戦略、KPI などに対する監督、決定、審議、推進を行っているのかを投資家に向けて説明することが可能となる。

さらにメンバーを開示することは、経営陣が審議への参加を通じて気候変動への対応が経営に反映されていることについて説明責任を果たしているのか、審議を行う上で必要とされるサ

ステナビリティに関するスキルを持った者が参加しているのか、社外取締役や監査役が参加していることで第三者のチェックが入っているのかなどを明確化するという重要な意味がある。ガバナンス機関のメンバーを開示している 211 社のほかに、委員長だけを開示している企業も 111 社ほど見られたが、メンバー全体を開示することが投資家の理解を促すためにもより効果的であると考えられる。

投資家のニーズに応えるためには、ガバナンスの体制を十分に説明する上で、各機関の役割やメンバーについての記載を充実させていくことも重要であろう。

②各機関の活動状況

気候変動のガバナンスに関する機関について、さらに一歩進んだ情報開示として、活動状況を開示している企業も見られた。具体的には、開催頻度（209 社、うち具体的な開催日程を開示している企業は 43 社）や主な検討事項（95 社）を開示している企業が一部見られた。

ガバナンス機関の活動状況に関連して、DWG 報告ではコーポレートガバナンスに関する開示を充実させるために、有価証券報告書で取締役会や指名委員会・報酬委員会の活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の構成員の出席状況）を開示することが提案されている。この背景には、投資家の取締役会、指名委員会、報酬委員会の機能発揮の状況に対する関心が高まっていることがある。

気候変動に関するガバナンス機関についても、①で記載したガバナンス機関の役割や機能が本当に果たされているのか、発揮されているのかを投資家が確認するためにも、取締役会や指名委員会・報酬委員会と同様に活動状況を開示することが望ましい。

③指標・目標のモニタリング、戦略などにおける気候変動リスクの考慮

ISSB の公開草案では、ガバナンス機関の機能として、取締役会や委員会が重大な気候関連リスク・機会に関連する目標やその進捗状況をモニタリングする方法や、気候関連リスク・機会を経営戦略などの監督の際にどのように考慮するかについて開示することが求められている。

本稿の集計対象のうち半数近く（202 社）が、ガバナンス機関の気候変動に関する指標や目標の設定に関する審議、進捗の把握・管理などについて言及していた。また、ガバナンス機関が気候関連リスク・機会を企業の戦略などに反映していることを示している企業は 118 社であった。

気候変動への取り組みと事業の計画や戦略を結び付けることや、その進捗を測るための KPI をモニタリングすることはガバナンス機関の重要な役割である。ガバナンス体制を整備する際に、これらの役割が取締役会の責任として確保されているか、例えば任意の委員会がそれらについて審議を行い取締役会に答申等を行う体制となっているかを確認しつつ、その旨を開示することが期待される。

①～③を踏まえ、例えばニッポンハムグループでは、サステナビリティに関する方針などは取

締役会で審議・決定しており、それに先立って任意の委員会である「サステナビリティ委員会」で検討を行っていることを開示している（図表 3）。サステナビリティ委員会は社長を委員長とし、メンバーとして社内、社外の取締役を置きつつ、監査役をオブザーバーとしているほか、社外の有識者からの意見も得ており、多角的な検討が行われている。サステナビリティ委員会は環境目標を管理しており、下部組織である ES（環境・社会）部会や TCFD タスク会議を通じて戦略の事業本部への落とし込みやシナリオ分析の検討が実施されている。こうした各機関の役割の開示に加え、会議体の開催日程や主な審議内容についても具体的に示されている。このような他社の開示も参考にしつつ、ガバナンス体制の整備や開示を進めていくことで投資家のニーズに応えることができるだろう。

図表 3 ニッポンハムグループにおける気候変動に関するガバナンスの開示

基本的な考え方

企業に対して事業活動を通じた社会課題の解決を求める声が高まっている中、ニッポンハムグループは、「持続可能性（サステナビリティ）」を追求し、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）において、さまざまな施策に取り組んでいます。また、SDGsの達成のために期待されている役割を認識し、それぞれの課題の解決に向けた活動を展開しています。

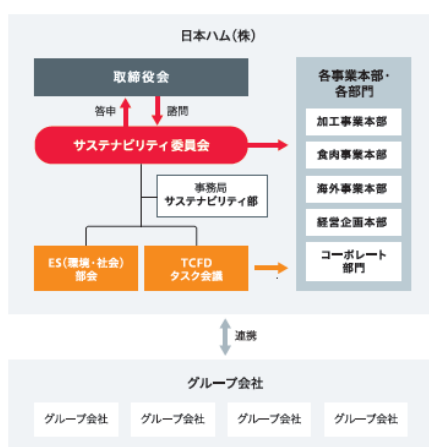
2021年3月には「Vision2030」を策定し、その実現に向けて優先的に取り組むべき「5つのマテリアリティ」を特定しました。事業戦略とマテリアリティの実践を通じたサステナビリティ戦略を両輪で進め、社会課題の解決に努めていきます。

サステナビリティ推進体制

ニッポンハムグループは、日本ハム（株）の社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、原則として四半期に1回開催しています。社外有識者や社外取締役からの意見を伺いながら、サステナビリティに関する方針、戦略の策定、グループ各社の取り組み状況の確認などに取り組んでおり、その内容をまとめ、決定機関である取締役会に諮っています。

下部組織である「ES（環境・社会）部会」と「TCFDタスク会議」は、サステナビリティ担当取締役と関係部署の部長で構成されており、委員会で話し合われた戦略を具体化し、事業本部の施策に展開しています。

サステナビリティ推進体制図



サステナビリティ委員会の構成（2022年6月時点）

役職	氏名	担当職	
代表取締役社長 社長執行役員	畑 佳秀	委員長・議長	
代表取締役副社長 副社長執行役員	木藤 哲大	委員	
代表取締役副社長 副社長執行役員	井川 伸久	委員	
取締役 常務執行役員	前田 文男	委員	
取締役 執行役員	片岡 雅史	委員	
取締役(社外)	河野 康子 ^{*1}	委員	
取締役(社外)	山崎 徳司 ^{*1}	委員	
取締役(社外)	荒瀬 秀夫 ^{*1}	委員	
常務執行役員	小田 信夫	委員	
常務執行役員	秋山 光平	委員	
監査役(社外)	西山 茂 ^{*1}	オブザーバー	
社外有識者 社名・役職		氏名	担当職
株式会社日産フィナンシャルサービス 執行役員		田中 径子氏	委員
国広総合法律事務所 弁護士 ^{*2}		中村 克己氏	委員
ダイキン工業株式会社 CSR・地球環境センター 室長		藤本 悟氏	委員
株式会社クレアン 代表取締役		廣田 綾子氏	オブザーバー

*1 独立役員 *2 補欠監査役

組織体ごとの活動

組織体	役割	構成	開催頻度
サステナビリティ委員会	グループのサステナビリティに関する方針、戦略の検討	<ul style="list-style-type: none"> 取締役 社外取締役 事業本部長 監査役・社外有識者 	年4回
ES（環境・社会）部会	取締役会で決定された戦略の事業本部への落とし込みの具体化と事業本部の施策への展開	<ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ担当取締役 関係部署室長 	年4回
TCFDタスク会議	自社の気候変動関連リスク・機会の評価、シナリオ策定	<ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ担当取締役 統括管理担当役員 関係部署室長および担当者 	年4回

サステナビリティ委員会のおもな議論内容（2021年度）

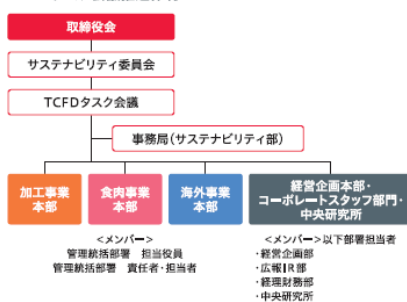
テーマ	内容
「TCFD」に基づく情報開示	TCFDに基づく情報開示に向け、シナリオ分析や事業インパクト評価などについてさまざまな視点から議論を交わしました。また、リスク・機会の特定や重要度評価を行うとともに、今後の対応策についても検討を進めました。
「環境中期目標」の進捗確認	2020年までの環境目標の結果報告を踏まえ、環境目標の達成に向けた具体策の進捗管理や課題について議論を交わしました。また、海外のグループ会社における環境目標の設定や実績の開示について検討を進めました。
「人権」への取り組み状況	人権に関する社会課題と動向を学ぶとともに、当社グループおよびサプライチェーンにおける人権リスクの特定から対策実行までの「人権デュー・デリジェンス」プロセス構築に向けて議論を交わしました。また、アセスメントの対象範囲やスケジュールについても検討を進めました。

ガバナンス

ニッポンハムグループでは、サステナビリティに関する方針や気候変動を含むマテリアリティの特定などの重要事項は、取締役会で審議・決定しています。さらに、取締役会での検討に先立って、代表取締役社長が委員長を務め、取締役・事業本部長で構成される「サステナビリティ委員会」(取締役会諮問機関)で議論しています。サステナビリティ委員会は年4回開催し、社外取締役、社外有識者からの意見や世間の潮流などを踏まえて幅広く議論しています。

マテリアリティの一つである気候変動関連のリスク・機会については、「サステナビリティ委員会」の下部組織として、サステナビリティ担当取締役・事業本部管理統括部担当役員・経営企画本部・コーポレートスタッフ部門担当者および

TCFDタスク会議推進体制



中央研究所責任者からなる「TCFD タスク会議」を設置し(2021年5月発足)、リスク・機会の抽出、シナリオ分析や事業インパクト影響および対応策を全社レベルで検討しています。

また、これら会議体の事務局はサステナビリティ部(2021年4月より経営企画本部内に配置)が務め、取締役が経営企画本部長としてサステナビリティ分野を統括しています。

2022年度以降も引き続きこの体制をベースに、気候変動リスク・機会の分析、特定したリスク・機会への対応策を検討・推進していきます。

会議体開催実績とおもな内容

時期	会議名	主な内容
2021年2月	サステナビリティ委員会	今後の進め方およびスケジュールについて検討
5月	TCFDタスク会議	TCFD取り組みについての意識共有
	サステナビリティ委員会	TCFDタスク会議概要、メンバー選考報告
6月	TCFDタスク会議	TCFD概要およびスケジュールの共有
8月	TCFDタスク会議	各事業本部で抽出したリスク・機会の全体共有・検討
	サステナビリティ委員会	分析領域の決定、中間報告案の検討
9月	取締役会	リスク・機会の重要度評価
	TCFDタスク会議	シナリオの検討(2050年の社会像の整理)
10月		(中間報告の開示)
11月	TCFDタスク会議	インパクト評価の状況共有①
	サステナビリティ委員会	シナリオ分析内容の報告・検討、インパクト評価経緯報告
12月	TCFDタスク会議	インパクト評価の状況共有②
2022年1月	取締役会	シナリオ分析結果・インパクト評価の報告
	TCFDタスク会議	リスクへの対応策の整理
2月	サステナビリティ委員会	開示内容骨子についての検討
	TCFDタスク会議	開示内容の検討①
	取締役会	開示内容について検討
3月	TCFDタスク会議	開示内容の検討②、今後の課題共有
	取締役会	開示修正案確認、検討
4月	取締役会	開示案承認

(出所) ニッポンハムグループ「統合報告書 2022」より一部抜粋

④役員報酬

ISSB の公開草案では、気候変動に関する指標や目標が報酬方針に含まれるか、およびどのように含まれるかの開示が求められている。また、TCFD の基準でも気候変動に係る指標に関連する役員報酬の割合の開示が推奨されている。

TOPIX500 採用会社のうち、48社が役員報酬の決定において温室効果ガス(GHG)排出量や削減量を勘案していることを開示していた。また、気候変動と直接関係しているわけではないが、ESGに関する外部評価(例えばESG銘柄として選定されたかどうかや、CDP(環境に関する企業の開示に基づいてスコアリングなどを行うESG格付機関)による評価など)を考慮している企業も34社見受けられた。また、具体的な指標に言及していないが、ESGに関する目標の達成度や取り組みを総合的に勘案している企業や定性的な評価を行っている企業は68社であった。

現時点で役員報酬の決定において気候変動に関する指標を考慮している企業は多くない。ただ、役員報酬方針にこうした指標を含めることで、気候変動への取り組みに向けた経営陣のインセンティブが確保されていることを示すことが可能となる。将来的な気候変動の開示拡充に向け、役員報酬の設定やその内容の具体的な開示を検討することが有効であると考えられる。

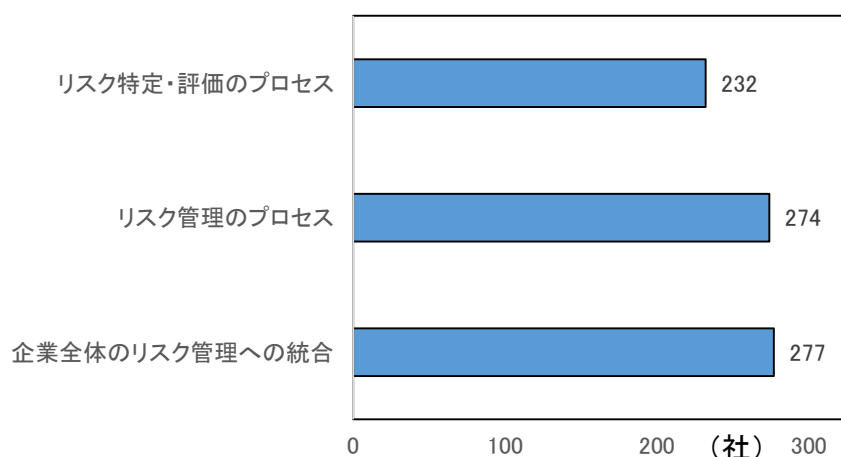
(2) リスク管理

気候変動に関するリスク管理については、TCFDでは図表1(前掲)の通り、気候関連リスクの特定・評価、管理のプロセスや、それらのプロセスが企業全体のリスク管理にどのように統合さ

れているかを記載することが推奨されている。ISSB の公開草案でも同様の内容についての開示が求められている。

これらの各内容について、情報開示を行っている TOPIX500 採用会社数は図表 4 の通りである。(1) のガバナンスと同様、気候変動に関する記載や TCFD に沿った記載がある場合のみ集計を行っており、リスク管理に関する記載がある場合であっても気候変動や脱炭素、地球温暖化などについて言及していない場合はカウントをしていない。

図表 4 TOPIX500 採用会社における気候変動に関するリスク管理についての情報開示の有無



(出所) 各企業の任意開示書類より大和総研作成

気候変動リスクによる企業への影響について検討し、取り組みを行い、進捗をモニタリングしていくためには、気候変動リスクを特定・評価する体制やプロセスが確立されていることが必要である。TOPIX500 採用会社のうち、気候変動リスクの特定・評価プロセスを開示している企業は 232 社であった。TCFD の基準からも、リスク特定・評価の体制やプロセスを開示する上では、特定・評価に関わる機関の説明や重要度の評価方法・基準などを明確化することが重要であると考えられる。

また、特定・評価した気候変動リスクに対する取り組みやその重要性に関する意思決定を行う体制・プロセスを開示することも TCFD の基準で求められている。TOPIX500 採用会社のうち、気候変動リスクの管理プロセスを開示している企業は 274 社であった。

さらに、例えば企業全体のリスクをマネジメントするための委員会や部署などにおいて気候変動リスクが他のリスク管理とあわせてどのように管理されているかなど、企業全体のリスク管理への気候変動リスク管理の統合について開示している企業は 277 社であった。企業全体のリスク管理の中で、気候変動リスクについても同様に管理を行っている旨や、気候変動リスクに関する意思決定のプロセスを開示している企業が多く見られた一方で、気候変動リスク単体について特定・評価のプロセスや他のリスクとの相対的な重要度を測るための基準・方法を開示している企業は比較的少なかった。

例えば、J. フロント リテイリングでは、「サステナビリティ委員会」で気候変動リスク・機

会の識別・評価や対応の検討、進捗のモニタリングを行っていることや、特定したリスク・機会の重要性を「自社にとっての影響度および発生可能性」と「ステークホルダーにとっての影響度」の二軸で評価していること、「リスクマネジメント委員会」で環境リスクを他のリスクとあわせて優先度に関する検討を行っていることを示している（図表 5）。

図表 5 J. フロント リテイリングにおける気候変動に関するリスク管理の開示

開示推奨項目② リスク管理

(a) 気候関連リスクの特定・評価プロセスの詳細、重要性の決定方法

JFRグループは、リスクを戦略の起点と位置づけ、「企業経営の目標達成に影響を与える不確実性であり、プラスとマイナスの両面がある」と定義しており、企業が適切に対応することで、持続的な成長につながると考えています。

当社グループは、環境課題に係るリスクについて、「サステナビリティ委員会」の中でより詳細に検討を行い、各事業会社と共有化を図っています。各事業会社では、気候変動の取り組みを実行計画に落とし込み、各事業会社社長を長とする会議の中で議論しながら実行計画の進捗確認を行っています。その内容について、「グループ経営会議」や「リスクマネジメント委員会」および「サステナビリティ委員会」において、進捗のモニタリングを行い、最終的に取締役会へ報告を行っています。

(b) 重要な気候関連リスクの管理プロセスの詳細、優先順位付けの方法

はじめに、当社グループは、サプライチェーン・プロセスの活動項目である「商品調達」「輸送・顧客の移動」「店舗販売」「商品やサービスの利用」「廃棄」の活動項目ごとに、気候変動に伴うリスクと機会を網羅的に抽出しました。

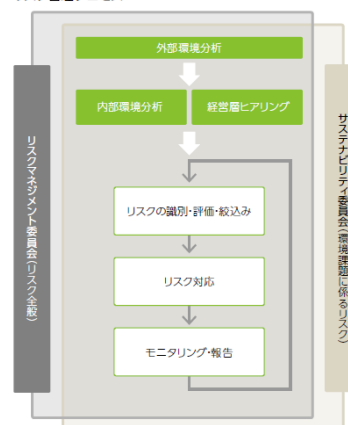
次に、網羅的に抽出した気候変動に伴うリスクと機会の中から、当社にとって重要な気候変動に伴うリスクと機会を特定しました。最後に、特定した気候変動に伴うリスクと機会について、「自社にとっての影響度および発生可能性」と、「ステークホルダーにとっての影響度」の2つの評価基準に基づき、その重要性を評価しました。

当社グループは、上記のプロセスを経て、特に重要と評価された気候変動に伴うリスクと機会について、取締役会による監督体制の下、当社における企業リスクの一つとして当社グループの戦略に反映し、対応しています。

(c) 全社リスク管理の仕組みへの統合状況

当社グループは、リスクを全社的に管理する体制を構築することが重要であることを踏まえ、「リスクマネジメント委員会」を設置しています。「リスクマネジメント委員会」では、外部環境分析をもとに、環境課題に係るリスクを含めた企業リスクを識別・評価し、優先的に対応すべき企業リスクの絞り込みを行い、進捗のモニタリングを行っています。「リスクマネジメント委員会」で議論・承認された内容は、取締役会による監督体制の下、当社グループの戦略に反映し、対応しています。

リスク管理プロセス



リスク管理体制

リスク管理プロセス	担当する会議体
リスクの識別・評価・絞り込み	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会 グループ経営会議 リスクマネジメント委員会 (経営に係るリスクを対象) サステナビリティ委員会 (環境課題に係るリスクを対象)
リスク対応	<ul style="list-style-type: none"> 各事業会社
モニタリング・報告	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会 グループ経営会議 リスクマネジメント委員会 (経営に係るリスクを対象) サステナビリティ委員会 (環境課題に係るリスクを対象)

(出所) J. フロント リテイリング「サステナビリティレポート 2021」より一部抜粋

3. 有価証券報告書での開示に向けて

DWG 報告では、有価証券報告書にサステナブル情報の記載欄を新設し、サステナビリティに関する「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」を開示することが提案されている。気候変動に関しても、企業が業態や経営環境等を踏まえ、気候変動への対応が重要であると判断する場合にこの記載欄で開示をすべきとされている。

気候変動情報の開示は、対応の重要性の判断によるが、気候変動リスクに対する投資家の意識が高まっている中、わが国でも 2050 年にカーボンニュートラルを達成することを目指しており、炭素税や排出量取引などのカーボンプライシングの段階的引き上げなども議論されている。特に GHG 排出量の多い企業を中心に、幅広い企業にとって気候変動対応の重要性は高いものと考えられる。

中でも、「ガバナンス」と「リスク管理」については、DWG 報告で「企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から、『ガバナンス』と『リスク管理』は全ての企業が開示する」

とされている。リスクそのものを開示するか否かにかかわらず、気候変動に関するリスクの有無を認識し、その重要性を判断する体制・プロセスについては、これを整備し、その内容を投資家に向けて明らかにすることが期待される。

本稿で確認した通り、ガバナンスのプロセス、各機関の役割やメンバーを開示している企業が多く見られた。まずはこれらの情報の開示を検討することが考えられる。リスク管理については、企業全体のリスク管理体制の中での気候変動リスクの管理を説明するだけでなく、気候変動リスク自体の特定や評価をどのように行っているのかについても開示することが望ましい。上場企業等は他社の開示状況なども参考にしつつ、積極的な開示を進めていくことが期待されるだろう。